

令和5年5月12日

各 位

上小剣道連盟
会長 藤極 清隆



【行事開催におけるコロナ対策ガイドライン】(R5/5月改定)

時下、益々御清栄のことと拝察申し上げます。日頃は当連盟の事業に対し、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、標記の件につきまして、令和5年5月8日、政府は感染症法での新型コロナの扱いを5類へ変更しました。また、令和5年3月22日に(公財)全日本剣道連盟より発出された通知文を受け、上小剣道連盟では下記のように対応する事といたします。ご理解とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

-1. (剣道の通常稽古時)

高齢者も多いこと、剣道は近接での発声を伴う武道である事、等を鑑み、面マスクを着用すると共に、マウスシールドを必ず着用する。

受付時、検温・問診票の記入を引き続き行う。(保管は5日間に短縮)

※通常の稽古は原則、会員のみとする。会員以外は事務局に問合せの上、会長の許可を得る。(可能な限り事前に。難しければ来場の際に申し出る。)

-2. (剣道スポーツ少年団)

団員の面マスク、付き添い者のマスク着用は本人(保護者)の判断に委ねる。

指導者は面マスクとマウスシールドを着用とする。

受付時、検温・問診票の記入を引き続き行う。(保管は5日間に短縮)

-3. (中学の剣道社会体育等)

学校の方針に従う。

外部指導者(上小剣道連盟会員)は面マスクとマウスシールドを着用とする。

-4. (居合道、杖道の通常稽古時)

面マスクの着用は個人の判断に委ねる。

ただし指導者は近接での発声を伴う事を鑑み、面マスクを着用とする。

受付時、検温・問診票の記入を引き続き行う。(保管は5日間に短縮)

-5. (大会、審査会等の行事)

行事ごと、主催者(主管)の運営方針、要項に従う。

「検温・問診票」にて5日前から健康観察し、必要事項を記入して当日提出する。

(確認期間、保管期間を5日間に短縮)

-6. (火金の剣道稽古にジュニアの参加について)

現時点では、スポ少中学生、ジュニア会員の参加受け入れは凍結を継続とする。

(理由)三密を回避することが困難、剣道の特性上、学校での感染を広げる可能性が高い為。

-7. 感染疑いのある方と接触して3日以上、陽性判定の方と濃厚接触して5日以上、稽古参加を自粛する。

-8. 本人がコロナに感染した場合、感染発症の翌日から10日は稽古会参加を自粛する。

-9. 窓やドアを開け、工業用送風機を用いて道場内の換気を徹底する。

-10. 三密を回避する施策をとる。

以上